

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	大和高田市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/seido-hoki/dokujiriyoujimu-todokede.html

執行機関名 大和高田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(平成28年条例第20号)による高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1 第6の項 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例による高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、 <u>これらの者の福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>高齢者の精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって高齢者の精神障害者に係る健康の保持及び福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則(平成28年規則第5号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第3条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第2条第1項第3号、第4号及び同条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第6条 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第8条第1項第3号
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	申請した事項に <u>変更</u> が生じたときの届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第2条第1項第3号、第4号及び同条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第7条第2項及び第3項
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	受給資格認定の更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第2条第1項第3号、第4号及び同条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--